

熊本県公報

第 1 1 3 3 6 号
平成 17 年 11 月 16 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○熊本県電子申請受付システムにて行われる手続に係る使用料及び手数料の収納事務	(情報企画課) 1
○都市計画事業の認可	(都市計画課) 1
○"	(") 2
○平成17年11月熊本県議会定例会の招集	(財政課) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○"	(") 2
○指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)	(高齢者支援総室) 2
○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の告示	(私学文書課) 3
公 告	
○団体営土地改良事業の工事完了	(農村計画課) 3
○建設業法第29条の2の規定に基づく監督処分	(監理課) 3
○団体営土地改良事業施行の適否決定	(農村計画課) 4
○"	(") 4
○"	(") 4
○"	(") 4
○"	(") 5
○土地改良区役員の退任	(") 5
○土地改良区役員の退任及び就任	(") 5
○県営土地改良事業の工事完了	(") 6
○(仮称)御代志地区土地区画整理事業の環境影響評価	(都市計画課) 6
登 載 依 頼	
○平成18年度県立特殊教育諸学校高等部及び幼稚部募集定員	(高校教育課) 6
○平成17年度第5回公共事業再評価監視委員会の開催	(土木技術管理室) 8

告 示

熊本県告示第1304号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の規定により、歳入の収納事務を次のように委託した。
平成17年11月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 委託した収納事務
熊本県電子申請受付システムにて行われる手続に係る使用料及び手数料の収納事務
- 2 受託者の名称及び住所
(1) 名称 熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会
(2) 住所 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 委託年月日
平成17年12月1日

熊本県告示第1305号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成17年11月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業3・4・64号熊本駅南線
- 3 事業施行期間 平成17年11月16日から平成21年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市春日二丁目、春日三丁目地内
使用の部分 なし

熊本県告示第 1306 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により都市計画事業の認可をしたので、同法第 62 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

平成 17 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・3・10 号子飼新大江線
- 3 事業施行期間 平成 17 年 11 月 16 日から平成 24 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市東子飼町、西子飼町、子飼本町、大江一丁目、新屋敷二丁目地内
使用の部分 熊本市東子飼町、新屋敷二丁目地内

熊本県告示第 1307 号

平成 17 年 11 月 30 日に熊本県議会の定例会を、熊本市に招集する。

平成 17 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 1308 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇市波野大字中江字馬立 1192 の 2、1194、1194 の 1、1213 の 2、1214、1215、1216、1217 の 2
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1309 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 30 条の規定により告示する。

平成 17 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字中字猿頭 1530・1532 合併、1533 の 1（次の図に示す部分に限る。）、1534 の 1、1534 の 2、1535
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1310 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 17 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
有限会社介護センター楽円荘デイサービス	有限会社介護センター楽円荘	平成 17 年 11 月 7 日

熊本県告示第 1311 号

平成 13 年 4 月 1 日熊本県告示第 279 号の 10（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のとおり改正する。

平成 17 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

表中

熊本県非常勤職員採用試験 (くまもと県民交流館情報ライブラリー嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、 2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	男女共同参画・パートナーシップ推進課	を
熊本県非常勤職員採用試験 (くまもと県民交流館情報ライブラリー嘱託員)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、 2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	男女共同参画・パートナーシップ推進課	に
熊本県非常勤職員採用試験 (食品安全検査関係)	1次試験不合格者に対しては1次試験の得点及び順位、 2次試験受験者に対しては総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月	食の安全・消費生活課	

改める。

公 告

熊本県公告第 845 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 2 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 17 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	沢津野	平成 13 年 12 月 30 日	平成 16 年 3 月 31 日	南阿蘇村 (旧長陽村)

熊本県公告第 846 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 29 条の 2 第 1 項の規定に基づく処分を行ったので、同法第 29 条の 5 第 1 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 処分をした年月日
平成 17 年 11 月 7 日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
 - (1) 有限会社宇城建設工業
宇土市栄町 79
代表取締役 上塚 美喜雄
熊本県知事許可（般-13）第 00055 号
 - (2) 住本建設
上天草市大矢野町中 6043-3
代表者 住本 幹雄
熊本県知事許可（般-14）第 02207 号
- 3 処分の内容

- 建設業法第29条の2第1項の規定に基づく許可の取消し
- 4 処分の原因となった事実
上記業者については、営業所又は建設業者の所在を確知できず、その旨を平成17年9月30日付けで公告したが、その公告の日から30日を経過しても当該建設業者から申出がなかった。
このことが、建設業法第29条の2第1項の規定に該当すると認められる。

熊本県公告第847号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から認可の申請があった土地改良事業の施行については、平成17年11月8日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成17年11月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
鯨油地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年11月17日から平成17年12月15日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所

熊本県公告第848号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から認可の申請があった土地改良事業の施行については、平成17年11月8日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成17年11月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
晩次郎地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年11月17日から平成17年12月15日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所

熊本県公告第849号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から認可の申請があった土地改良事業の施行については、平成17年11月8日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成17年11月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
塘添地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年11月17日から平成17年12月15日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所

熊本県公告第850号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から認可の申請があった土地改良事業の施行については、平成17年11月8日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日

以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成17年11月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
平町地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年11月17日から平成17年12月15日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所

熊本県公告第851号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から認可の申請があった土地改良事業の施行については、平成17年11月8日付けで適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成17年11月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
梅林地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成17年11月17日から平成17年12月15日まで
- 3 縦覧場所
玉名市役所
玉名市土地改良区事務所

熊本県公告第852号

上益城郡甲佐町糸田堰土地改良区の役員が次のとおり退任した旨の届出があった。

平成17年11月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任 理事	緒 方 敏 昭	上益城郡御船町大字陣 1337 番地

熊本県公告第853号

阿蘇郡南阿蘇村久木野村土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があった。

平成17年11月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	興呂木 静 男	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 1060 番地
"	田 所 豊	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 1522 番地
"	松 本 謙 司	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 3593 番地の 2
"	古 澤 俊 一	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2859 番地
"	脇 坂 春 喜	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 167 番地
"	清 田 泰 之	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 1514 番地
"	今 村 勇 一	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 4460 番地
"	今 村 六 王	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 4174 番地
"	野 田 眞 雄	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 3237 番地
監事	市 原 光 一	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2463 番地の 2
"	浅 尾 大 蔵	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 802 番地の 1
"	古 澤 博 幸	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 3703 番地の 1
就任		
理事	月 本 亨	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 1036 番地

理事	藤原元治	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 1664 番地
"	松本謙司	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 3593 番地の 2
"	古澤俊一	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 2859 番地
"	脇坂春喜	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 167 番地
"	光永政敏	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 1332 番地
"	今村勇一	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 4460 番地
"	今村六王	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 4174 番地
"	小堀末弘	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 3496 番地の 1
監事	原田辰也	阿蘇郡南阿蘇村大字久石 3094 番地
"	浅尾大蔵	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 802 番地の 1
"	枋原辰郎	阿蘇郡南阿蘇村大字河陰 1914 番地

熊本県公告第 854 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 17 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮谷 義子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	氷川下流	平成 16 年 11 月 25 日	平成 17 年 7 月 27 日	熊本県

熊本県公告第 855 号

（仮称）御代志地区土地区画整理事業について都市計画に定めないこととしたため、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）第 40 条第 2 項により読み替えて適用される同法第 30 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 17 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮谷 義子

1 都市計画決定権者の氏名及び住所

（1）氏名 熊本県 代表者 熊本県知事 潮谷義子

（2）住所 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

（1）名称 （仮称）御代志地区土地区画整理事業

（2）種類 土地区画整理事業

（3）規模 面積約 90 ヘクタール

3 該当条文等

（仮称）御代志地区土地区画整理事業について、都市計画に定めないこととしたため環境影響評価法第 40 条第 2 項により読み替えて適用される同法第 30 条第 1 項第 1 号の規定に該当。

登載依頼

熊本県教育委員会告示第 12 号

熊本県立特殊教育学校学則（昭和 41 年熊本県教育委員会規則第 9 号）第 4 条第 2 項の規定により、平成 18 年度の県立特殊教育諸学校高等部等の募集定員を次のように定める。

平成 17 年 11 月 16 日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

平成18年度県立特殊教育諸学校高等部及び幼稚部募集定員

(高等部)

障害種	学校名	本科・専攻科	学 科	学級数	募集定員
視覚障害	盲学校	本 科	普通科	1	8
			保健理療科	1	8
		専攻科	理 療 科	1	10
			保健理療科	1	10
聴覚障害	熊本聾学校	本 科	普通科一般	1	8
			普通科重複	1	3
			産業工芸科	1	8
			理 容 科	1	8
		専攻科	工 芸 科	1	8
			理 容 科	1	8
知的障害	ひのくに高等養護学校	本 科	園 芸 科	1	32 (くり集)
			工 芸 科	1	
			クッキング科	1	
			窯 業 科	1	
	熊本養護学校	本 科	普通科一般	2	20
			普通科重複	1	3
			普通科訪問		2
	松橋西養護学校	本 科	普通科一般	2	20
			普通科重複	1	3
	荒尾養護学校	本 科	普通科一般	2	20
			普通科訪問	1	3
	大津養護学校	本 科	普通科一般	2	20
	菊池養護学校	本 科	普通科一般	2	20
	球磨養護学校	本 科	普通科一般	1	10
			普通科訪問	1	3
	天草養護学校	本 科	普通科一般	1	10
小国養護学校	本 科	普通科一般	1	10	
肢体不自由	松橋養護学校	本 科	普通科一般	1	8
			普通科重複	3	9
			普通科訪問	1	3
	芦北養護学校	本 科	普通科重複	1	3
苓北養護学校	本 科	普通科重複	2	6	
病弱	黒石原養護学校	本 科	普通科一般	2	16
			普通科重複	1	3

(幼稚部)

障害種	学校名	年 齢	学級数	募集定員
視覚障害	盲学校	3歳~5歳児	1	若干名
聴覚障害	熊本聾学校	3歳児	1	6
		4歳児	1	若干名
		5歳児	1	若干名
肢体不自由	松橋東養護学校	3歳児	1	6
		4歳児	1	若干名
		5歳児	1	若干名

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第5号

平成17年度第5回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成17年11月16日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成17年11月25日（金）
13時30分から17時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館 5階 審議会室
- 3 議題
(1) 平成17年度熊本県公共事業再評価対象事業について（取りまとめ）
(2) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
（電話 096-383-1111 内線 6052）